

土木工事書類作成マニュアル（令和5年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘 要
目次 (3)	<p><添付資料></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工体制台帳の作成について・・・・・・・・添1-1 2. 受注者の工事書類保存期間について・・・・・・・・添2-1 3. 建設リサイクルについて・・・・・・・・添3-1 4. 土砂の適正処理について・・・・・・・・添4-1 5. 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の仕組み・・・・添5-1 6. 様式一覧・・・・・・・・添6-1 <p>注) 添付資料5については砂防課の所管になります。</p>	<p><添付資料></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工体制台帳の作成について・・・・・・・・添1-1 2. 受注者の工事書類保存期間について・・・・・・・・添2-1 3. 建設リサイクルについて・・・・・・・・添3-1 4. 土砂の適正処理について・・・・・・・・添4-1 5. 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の仕組み・・・・添5-1 6. 様式一覧・・・・・・・・添6-1 <p>注) 添付資料3から5については建設リサイクル課の所管になります。</p>	<p>組織再編に伴う所管変更</p>

土木工事書類作成マニュアル（令和5年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
0-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>書類名称</th> <th>書類作成の根拠</th> <th>対象工事・工種等</th> <th>留意事項</th> <th>提出</th> <th>提示</th> <th>チェックリスト 発注者 受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">品質管理</td> <td>品質管理図表</td> <td>・施工管理基準書(5③)</td> <td>・管理が必要な工種 ①生コン品質、②AS舗装品質 ③その他</td> <td>・管理する測点数に係らず作成</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート品質管理表</td> <td></td> <td>・該当工種がある場合</td> <td>・簡易な構造物については監督員との協議により省略可能</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種試験成績表</td> <td>・共通仕様書(第2編第2節)</td> <td>・全ての工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">出来形管理</td> <td>出来形管理図表</td> <td>・施工管理基準書(5②)</td> <td>・管理が必要な工種 ①幅員、②基準高、③厚さ、④法長、⑤その他</td> <td>・管理する測点数に係らず作成</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出来形数量調書</td> <td>・共通仕様書(3-1-1-6)</td> <td>・全ての工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出来形数量計算書</td> <td>・共通仕様書(3-1-1-6)</td> <td>・全ての工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事完成図(竣工図)</td> <td>・共通仕様書(3-1-1-8)</td> <td>・全ての工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>膜厚測定表</td> <td></td> <td>・該当工種がある場合</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コア-厚測定管理図表</td> <td></td> <td>・該当工種がある場合</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>写真管理</td> <td>工事写真 ①施工状況 ②品質管理状況 ③出来形 ④施工前、完成等</td> <td>・共通仕様書(1-1-1-24) ・施工管理基準書(7①①) ・写真管理基準</td> <td>・全ての工事</td> <td>・品質管理・出来形管理写真撮影箇所一覧表による</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>骨材の現認チェックシート</td> <td>・レディーミストコンクリート使用におけるチェック体制強化に関する特記仕様書(第2②)</td> <td>・特記仕様書添付工事</td> <td>・<u>・赤マークを受けている工場の製品使用にあたっては、赤マーク合格証の写しの提出をもって省略することができるものとする。</u></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場発生品調書</td> <td>・共通仕様書(1-1-1-18)</td> <td>・工事により生じた現場発生品がある場合</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用材料の伝票</td> <td></td> <td>・全ての工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="13">建設副産物関係書類</td> <td>説明書</td> <td>・現場説明書(B10①)</td> <td>・特定建設資材を使用した以下の工事 ①80㎡以上の解体工事 ②500㎡以上の新築・増築工事 ③1億円以上のリフォーム等 ④500万円以上の土木工事等</td> <td>・契約前に提出 ・施工計画書に写しを添付</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>解体工事に要する費用等の書面</td> <td>・現場説明書(B10②)</td> <td></td> <td>・契約書に添付</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再資源化等報告書</td> <td>・現場説明書(B10④)</td> <td></td> <td>・再資源化完了後提出(COBRISに登録した場合は提出不要)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物管理票(マニフェスト)</td> <td>・共通仕様書(1-1-1-19)</td> <td>・全ての工事</td> <td>・コピー提出不要</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生資源利用促進(計画・実施)書 再生資源利用(計画・実施)書</td> <td>・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ1②)～(Ⅱ4)、Ⅱ3①)</td> <td>・積負金額100万円以上の工事</td> <td>・COBRISに工事情報を登録 ・作成した計画書を施工計画書に添付し、監督員に提出、説明 ・作成した計画書は公衆の見やすい場所に掲示 ・工事完了後に作成した実施書を監督員に提出、報告</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊等搬入完了報告書(8号)</td> <td>・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ3④)</td> <td>・コンクリート塊等を指定工場へ搬入する工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料試験成績書 建設リサイクル資材利用報告書(9号)</td> <td>・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ1①④)</td> <td>・再生骨材等を使用する工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材等搬入完了報告書(10号)</td> <td>・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ3⑤)</td> <td>・建設発生木材等を指定施設へ搬入する工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>確認届(処分地・仮置場)</td> <td>・公共建設発生土(特記仕様書)</td> <td>・仮置場を受注者が選定する場合</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生土搬出のお知らせ</td> <td>・公共建設発生土(特記仕様書)</td> <td>・他の市町村へ土砂を100m³以上搬出する場合</td> <td>・市町村へ提出(写しを監督員に提出)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検定試験結果証明書</td> <td>・「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する検定試験に関する特記仕様書</td> <td>・特記仕様書添付工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂搬入・搬出(変更)申込書(第1号様式)</td> <td>・県土整備局公共建設発生土受入地等取扱要領(3案)</td> <td>・土砂を搬出する場合</td> <td>・土砂搬入券購入前提出</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理計画書 ・処理結果(廃止)報告書</td> <td>・神奈川県土砂の適正処理に関する条例(4案)</td> <td>・土砂を500m³以上搬出する工事</td> <td>・指定処分日又は確認処分の場合は許認可指導課へ提出。指定処分Aの場合は監督員が除外届けを出すので受注者は特に手続き無し。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	書類名称	書類作成の根拠	対象工事・工種等	留意事項	提出	提示	チェックリスト 発注者 受注者	品質管理	品質管理図表	・施工管理基準書(5③)	・管理が必要な工種 ①生コン品質、②AS舗装品質 ③その他	・管理する測点数に係らず作成	○			コンクリート品質管理表		・該当工種がある場合	・簡易な構造物については監督員との協議により省略可能	○			各種試験成績表	・共通仕様書(第2編第2節)	・全ての工事	-	○			出来形管理	出来形管理図表	・施工管理基準書(5②)	・管理が必要な工種 ①幅員、②基準高、③厚さ、④法長、⑤その他	・管理する測点数に係らず作成	○			出来形数量調書	・共通仕様書(3-1-1-6)	・全ての工事	-	○			出来形数量計算書	・共通仕様書(3-1-1-6)	・全ての工事	-	○			工事完成図(竣工図)	・共通仕様書(3-1-1-8)	・全ての工事	-	○			膜厚測定表		・該当工種がある場合	-	○			コア-厚測定管理図表		・該当工種がある場合	-	○			写真管理	工事写真 ①施工状況 ②品質管理状況 ③出来形 ④施工前、完成等	・共通仕様書(1-1-1-24) ・施工管理基準書(7①①) ・写真管理基準	・全ての工事	・品質管理・出来形管理写真撮影箇所一覧表による	○			その他	骨材の現認チェックシート	・レディーミストコンクリート使用におけるチェック体制強化に関する特記仕様書(第2②)	・特記仕様書添付工事	・ <u>・赤マークを受けている工場の製品使用にあたっては、赤マーク合格証の写しの提出をもって省略することができるものとする。</u>	○			現場発生品調書	・共通仕様書(1-1-1-18)	・工事により生じた現場発生品がある場合	-	○			使用材料の伝票		・全ての工事	-	○			建設副産物関係書類	説明書	・現場説明書(B10①)	・特定建設資材を使用した以下の工事 ①80㎡以上の解体工事 ②500㎡以上の新築・増築工事 ③1億円以上のリフォーム等 ④500万円以上の土木工事等	・契約前に提出 ・施工計画書に写しを添付	○			解体工事に要する費用等の書面	・現場説明書(B10②)		・契約書に添付	○			再資源化等報告書	・現場説明書(B10④)		・再資源化完了後提出(COBRISに登録した場合は提出不要)	○			産業廃棄物管理票(マニフェスト)	・共通仕様書(1-1-1-19)	・全ての工事	・コピー提出不要	○			再生資源利用促進(計画・実施)書 再生資源利用(計画・実施)書	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ1②)～(Ⅱ4)、Ⅱ3①)	・積負金額100万円以上の工事	・COBRISに工事情報を登録 ・作成した計画書を施工計画書に添付し、監督員に提出、説明 ・作成した計画書は公衆の見やすい場所に掲示 ・工事完了後に作成した実施書を監督員に提出、報告	○			コンクリート塊等搬入完了報告書(8号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ3④)	・コンクリート塊等を指定工場へ搬入する工事	-	○			材料試験成績書 建設リサイクル資材利用報告書(9号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ1①④)	・再生骨材等を使用する工事	-	○			建設発生木材等搬入完了報告書(10号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ3⑤)	・建設発生木材等を指定施設へ搬入する工事	-	○			確認届(処分地・仮置場)	・公共建設発生土(特記仕様書)	・仮置場を受注者が選定する場合	-	○			建設発生土搬出のお知らせ	・公共建設発生土(特記仕様書)	・他の市町村へ土砂を100m ³ 以上搬出する場合	・市町村へ提出(写しを監督員に提出)	○			検定試験結果証明書	・「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する検定試験に関する特記仕様書	・特記仕様書添付工事	-	○			土砂搬入・搬出(変更)申込書(第1号様式)	・県土整備局公共建設発生土受入地等取扱要領(3案)	・土砂を搬出する場合	・土砂搬入券購入前提出	○			処理計画書 ・処理結果(廃止)報告書	・神奈川県土砂の適正処理に関する条例(4案)	・土砂を500m ³ 以上搬出する工事	・指定処分日又は確認処分の場合は許認可指導課へ提出。指定処分Aの場合は監督員が除外届けを出すので受注者は特に手続き無し。	○			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>書類名称</th> <th>書類作成の根拠</th> <th>対象工事・工種等</th> <th>留意事項</th> <th>提出</th> <th>提示</th> <th>チェックリスト 発注者 受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">品質管理</td> <td>品質管理図表</td> <td>・施工管理基準書(5③)</td> <td>・管理が必要な工種 ①生コン品質、②AS舗装品質 ③その他</td> <td>・管理する測点数に係らず作成</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート品質管理表</td> <td></td> <td>・該当工種がある場合</td> <td>・簡易な構造物については監督員との協議により省略可能</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種試験成績表</td> <td>・共通仕様書(第2編第2節)</td> <td>・全ての工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">出来形管理</td> <td>出来形管理図表</td> <td>・施工管理基準書(5②)</td> <td>・管理が必要な工種 ①幅員、②基準高、③厚さ、④法長、⑤その他</td> <td>・管理する測点数に係らず作成</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出来形数量調書</td> <td>・共通仕様書(3-1-1-6)</td> <td>・全ての工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出来形数量計算書</td> <td>・共通仕様書(3-1-1-6)</td> <td>・全ての工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事完成図(竣工図)</td> <td>・共通仕様書(3-1-1-8)</td> <td>・全ての工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>膜厚測定表</td> <td></td> <td>・該当工種がある場合</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コア-厚測定管理図表</td> <td></td> <td>・該当工種がある場合</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>写真管理</td> <td>工事写真 ①施工状況 ②品質管理状況 ③出来形 ④施工前、完成等</td> <td>・共通仕様書(1-1-1-24) ・施工管理基準書(7①①) ・写真管理基準</td> <td>・全ての工事</td> <td>・品質管理・出来形管理写真撮影箇所一覧表による</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>骨材の現認チェックシート</td> <td>・レディーミストコンクリート使用におけるチェック体制強化に関する特記仕様書(第2②)</td> <td>・特記仕様書添付工事</td> <td>・<u>・赤マークを受けている工場の製品使用にあたっては、赤マーク合格証の写しの提出をもって省略することができるものとする。</u></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場発生品調書</td> <td>・共通仕様書(1-1-1-18)</td> <td>・工事により生じた現場発生品がある場合</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用材料の伝票</td> <td></td> <td>・全ての工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="13">建設副産物関係書類</td> <td>説明書</td> <td>・現場説明書(B10①)</td> <td>・特定建設資材を使用した以下の工事 ①80㎡以上の解体工事 ②500㎡以上の新築・増築工事 ③1億円以上のリフォーム等 ④500万円以上の土木工事等</td> <td>・契約前に提出 ・施工計画書に写しを添付</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>解体工事に要する費用等の書面</td> <td>・現場説明書(B10②)</td> <td></td> <td>・契約書に添付</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再資源化等報告書</td> <td>・現場説明書(B10④)</td> <td></td> <td>・再資源化完了後提出(COBRISに登録した場合は提出不要)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物管理票(マニフェスト)</td> <td>・共通仕様書(1-1-1-19)</td> <td>・全ての工事</td> <td>・コピー提出不要</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生資源利用促進(計画・実施)書 再生資源利用(計画・実施)書</td> <td>・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ1②、Ⅱ3①)</td> <td>・積負金額100万円以上の工事</td> <td>・COBRISに登録した場合は、計画書、実施書の代わりに工事着手及び完成時に登録証明書を提出</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊等搬入完了報告書(8号)</td> <td>・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ3④)</td> <td>・コンクリート塊等を指定工場へ搬入する工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>材料試験成績書 建設リサイクル資材利用報告書(9号)</td> <td>・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ1①①)</td> <td>・再生骨材等を使用する工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材等搬入完了報告書(10号)</td> <td>・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ3⑤)</td> <td>・建設発生木材等を指定施設へ搬入する工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>確認届(処分地・仮置場)</td> <td>・公共建設発生土(特記仕様書)</td> <td>・仮置場を受注者が選定する場合</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生土搬出のお知らせ</td> <td>・公共建設発生土(特記仕様書)</td> <td>・他の市町村へ土砂を100m³以上搬出する場合</td> <td>・市町村へ提出(写しを監督員に提出)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>検定試験結果証明書</td> <td>・「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する検定試験に関する特記仕様書</td> <td>・特記仕様書添付工事</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土砂搬入・搬出(変更)申込書(第1号様式)</td> <td>・県土整備局公共建設発生土受入地等取扱要領(3案)</td> <td>・土砂を搬出する場合</td> <td>・土砂搬入券購入前提出</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処理計画書 ・処理結果(廃止)報告書</td> <td>・神奈川県土砂の適正処理に関する条例(4案)</td> <td>・土砂を500m³以上搬出する工事</td> <td>・指定処分日又は確認処分の場合は許認可指導課へ提出。指定処分Aの場合は監督員が除外届けを出すので受注者は特に手続き無し。</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	書類名称	書類作成の根拠	対象工事・工種等	留意事項	提出	提示	チェックリスト 発注者 受注者	品質管理	品質管理図表	・施工管理基準書(5③)	・管理が必要な工種 ①生コン品質、②AS舗装品質 ③その他	・管理する測点数に係らず作成	○			コンクリート品質管理表		・該当工種がある場合	・簡易な構造物については監督員との協議により省略可能	○			各種試験成績表	・共通仕様書(第2編第2節)	・全ての工事	-	○			出来形管理	出来形管理図表	・施工管理基準書(5②)	・管理が必要な工種 ①幅員、②基準高、③厚さ、④法長、⑤その他	・管理する測点数に係らず作成	○			出来形数量調書	・共通仕様書(3-1-1-6)	・全ての工事	-	○			出来形数量計算書	・共通仕様書(3-1-1-6)	・全ての工事	-	○			工事完成図(竣工図)	・共通仕様書(3-1-1-8)	・全ての工事	-	○			膜厚測定表		・該当工種がある場合	-	○			コア-厚測定管理図表		・該当工種がある場合	-	○			写真管理	工事写真 ①施工状況 ②品質管理状況 ③出来形 ④施工前、完成等	・共通仕様書(1-1-1-24) ・施工管理基準書(7①①) ・写真管理基準	・全ての工事	・品質管理・出来形管理写真撮影箇所一覧表による	○			その他	骨材の現認チェックシート	・レディーミストコンクリート使用におけるチェック体制強化に関する特記仕様書(第2②)	・特記仕様書添付工事	・ <u>・赤マークを受けている工場の製品使用にあたっては、赤マーク合格証の写しの提出をもって省略することができるものとする。</u>	○			現場発生品調書	・共通仕様書(1-1-1-18)	・工事により生じた現場発生品がある場合	-	○			使用材料の伝票		・全ての工事	-	○			建設副産物関係書類	説明書	・現場説明書(B10①)	・特定建設資材を使用した以下の工事 ①80㎡以上の解体工事 ②500㎡以上の新築・増築工事 ③1億円以上のリフォーム等 ④500万円以上の土木工事等	・契約前に提出 ・施工計画書に写しを添付	○			解体工事に要する費用等の書面	・現場説明書(B10②)		・契約書に添付	○			再資源化等報告書	・現場説明書(B10④)		・再資源化完了後提出(COBRISに登録した場合は提出不要)	○			産業廃棄物管理票(マニフェスト)	・共通仕様書(1-1-1-19)	・全ての工事	・コピー提出不要	○			再生資源利用促進(計画・実施)書 再生資源利用(計画・実施)書	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ1②、Ⅱ3①)	・積負金額100万円以上の工事	・COBRISに登録した場合は、計画書、実施書の代わりに工事着手及び完成時に登録証明書を提出	○			コンクリート塊等搬入完了報告書(8号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ3④)	・コンクリート塊等を指定工場へ搬入する工事	-	○			材料試験成績書 建設リサイクル資材利用報告書(9号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ1①①)	・再生骨材等を使用する工事	-	○			建設発生木材等搬入完了報告書(10号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ3⑤)	・建設発生木材等を指定施設へ搬入する工事	-	○			確認届(処分地・仮置場)	・公共建設発生土(特記仕様書)	・仮置場を受注者が選定する場合	-	○			建設発生土搬出のお知らせ	・公共建設発生土(特記仕様書)	・他の市町村へ土砂を100m ³ 以上搬出する場合	・市町村へ提出(写しを監督員に提出)	○			検定試験結果証明書	・「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する検定試験に関する特記仕様書	・特記仕様書添付工事	-	○			土砂搬入・搬出(変更)申込書(第1号様式)	・県土整備局公共建設発生土受入地等取扱要領(3案)	・土砂を搬出する場合	・土砂搬入券購入前提出	○			処理計画書 ・処理結果(廃止)報告書	・神奈川県土砂の適正処理に関する条例(4案)	・土砂を500m ³ 以上搬出する工事	・指定処分日又は確認処分の場合は許認可指導課へ提出。指定処分Aの場合は監督員が除外届けを出すので受注者は特に手続き無し。	○			<p>今回改正項目修正</p>
種別	書類名称	書類作成の根拠	対象工事・工種等	留意事項	提出	提示	チェックリスト 発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
品質管理	品質管理図表	・施工管理基準書(5③)	・管理が必要な工種 ①生コン品質、②AS舗装品質 ③その他	・管理する測点数に係らず作成	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	コンクリート品質管理表		・該当工種がある場合	・簡易な構造物については監督員との協議により省略可能	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	各種試験成績表	・共通仕様書(第2編第2節)	・全ての工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
出来形管理	出来形管理図表	・施工管理基準書(5②)	・管理が必要な工種 ①幅員、②基準高、③厚さ、④法長、⑤その他	・管理する測点数に係らず作成	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	出来形数量調書	・共通仕様書(3-1-1-6)	・全ての工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	出来形数量計算書	・共通仕様書(3-1-1-6)	・全ての工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	工事完成図(竣工図)	・共通仕様書(3-1-1-8)	・全ての工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	膜厚測定表		・該当工種がある場合	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	コア-厚測定管理図表		・該当工種がある場合	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	写真管理	工事写真 ①施工状況 ②品質管理状況 ③出来形 ④施工前、完成等	・共通仕様書(1-1-1-24) ・施工管理基準書(7①①) ・写真管理基準	・全ての工事	・品質管理・出来形管理写真撮影箇所一覧表による	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
その他	骨材の現認チェックシート	・レディーミストコンクリート使用におけるチェック体制強化に関する特記仕様書(第2②)	・特記仕様書添付工事	・ <u>・赤マークを受けている工場の製品使用にあたっては、赤マーク合格証の写しの提出をもって省略することができるものとする。</u>	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	現場発生品調書	・共通仕様書(1-1-1-18)	・工事により生じた現場発生品がある場合	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	使用材料の伝票		・全ての工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建設副産物関係書類	説明書	・現場説明書(B10①)	・特定建設資材を使用した以下の工事 ①80㎡以上の解体工事 ②500㎡以上の新築・増築工事 ③1億円以上のリフォーム等 ④500万円以上の土木工事等	・契約前に提出 ・施工計画書に写しを添付	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	解体工事に要する費用等の書面	・現場説明書(B10②)		・契約書に添付	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	再資源化等報告書	・現場説明書(B10④)		・再資源化完了後提出(COBRISに登録した場合は提出不要)	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	・共通仕様書(1-1-1-19)	・全ての工事	・コピー提出不要	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	再生資源利用促進(計画・実施)書 再生資源利用(計画・実施)書	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ1②)～(Ⅱ4)、Ⅱ3①)	・積負金額100万円以上の工事	・COBRISに工事情報を登録 ・作成した計画書を施工計画書に添付し、監督員に提出、説明 ・作成した計画書は公衆の見やすい場所に掲示 ・工事完了後に作成した実施書を監督員に提出、報告	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	コンクリート塊等搬入完了報告書(8号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ3④)	・コンクリート塊等を指定工場へ搬入する工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	材料試験成績書 建設リサイクル資材利用報告書(9号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ1①④)	・再生骨材等を使用する工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	建設発生木材等搬入完了報告書(10号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ3⑤)	・建設発生木材等を指定施設へ搬入する工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	確認届(処分地・仮置場)	・公共建設発生土(特記仕様書)	・仮置場を受注者が選定する場合	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	建設発生土搬出のお知らせ	・公共建設発生土(特記仕様書)	・他の市町村へ土砂を100m ³ 以上搬出する場合	・市町村へ提出(写しを監督員に提出)	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	検定試験結果証明書	・「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する検定試験に関する特記仕様書	・特記仕様書添付工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	土砂搬入・搬出(変更)申込書(第1号様式)	・県土整備局公共建設発生土受入地等取扱要領(3案)	・土砂を搬出する場合	・土砂搬入券購入前提出	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	処理計画書 ・処理結果(廃止)報告書	・神奈川県土砂の適正処理に関する条例(4案)	・土砂を500m ³ 以上搬出する工事	・指定処分日又は確認処分の場合は許認可指導課へ提出。指定処分Aの場合は監督員が除外届けを出すので受注者は特に手続き無し。	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
種別	書類名称	書類作成の根拠	対象工事・工種等	留意事項	提出	提示	チェックリスト 発注者 受注者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
品質管理	品質管理図表	・施工管理基準書(5③)	・管理が必要な工種 ①生コン品質、②AS舗装品質 ③その他	・管理する測点数に係らず作成	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	コンクリート品質管理表		・該当工種がある場合	・簡易な構造物については監督員との協議により省略可能	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	各種試験成績表	・共通仕様書(第2編第2節)	・全ての工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
出来形管理	出来形管理図表	・施工管理基準書(5②)	・管理が必要な工種 ①幅員、②基準高、③厚さ、④法長、⑤その他	・管理する測点数に係らず作成	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	出来形数量調書	・共通仕様書(3-1-1-6)	・全ての工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	出来形数量計算書	・共通仕様書(3-1-1-6)	・全ての工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	工事完成図(竣工図)	・共通仕様書(3-1-1-8)	・全ての工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	膜厚測定表		・該当工種がある場合	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	コア-厚測定管理図表		・該当工種がある場合	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	写真管理	工事写真 ①施工状況 ②品質管理状況 ③出来形 ④施工前、完成等	・共通仕様書(1-1-1-24) ・施工管理基準書(7①①) ・写真管理基準	・全ての工事	・品質管理・出来形管理写真撮影箇所一覧表による	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
その他	骨材の現認チェックシート	・レディーミストコンクリート使用におけるチェック体制強化に関する特記仕様書(第2②)	・特記仕様書添付工事	・ <u>・赤マークを受けている工場の製品使用にあたっては、赤マーク合格証の写しの提出をもって省略することができるものとする。</u>	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	現場発生品調書	・共通仕様書(1-1-1-18)	・工事により生じた現場発生品がある場合	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	使用材料の伝票		・全ての工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建設副産物関係書類	説明書	・現場説明書(B10①)	・特定建設資材を使用した以下の工事 ①80㎡以上の解体工事 ②500㎡以上の新築・増築工事 ③1億円以上のリフォーム等 ④500万円以上の土木工事等	・契約前に提出 ・施工計画書に写しを添付	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	解体工事に要する費用等の書面	・現場説明書(B10②)		・契約書に添付	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	再資源化等報告書	・現場説明書(B10④)		・再資源化完了後提出(COBRISに登録した場合は提出不要)	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	・共通仕様書(1-1-1-19)	・全ての工事	・コピー提出不要	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	再生資源利用促進(計画・実施)書 再生資源利用(計画・実施)書	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ1②、Ⅱ3①)	・積負金額100万円以上の工事	・COBRISに登録した場合は、計画書、実施書の代わりに工事着手及び完成時に登録証明書を提出	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	コンクリート塊等搬入完了報告書(8号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ3④)	・コンクリート塊等を指定工場へ搬入する工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	材料試験成績書 建設リサイクル資材利用報告書(9号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ1①①)	・再生骨材等を使用する工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	建設発生木材等搬入完了報告書(10号)	・建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書(Ⅱ3⑤)	・建設発生木材等を指定施設へ搬入する工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	確認届(処分地・仮置場)	・公共建設発生土(特記仕様書)	・仮置場を受注者が選定する場合	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	建設発生土搬出のお知らせ	・公共建設発生土(特記仕様書)	・他の市町村へ土砂を100m ³ 以上搬出する場合	・市町村へ提出(写しを監督員に提出)	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	検定試験結果証明書	・「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に規定する検定試験に関する特記仕様書	・特記仕様書添付工事	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	土砂搬入・搬出(変更)申込書(第1号様式)	・県土整備局公共建設発生土受入地等取扱要領(3案)	・土砂を搬出する場合	・土砂搬入券購入前提出	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	処理計画書 ・処理結果(廃止)報告書	・神奈川県土砂の適正処理に関する条例(4案)	・土砂を500m ³ 以上搬出する工事	・指定処分日又は確認処分の場合は許認可指導課へ提出。指定処分Aの場合は監督員が除外届けを出すので受注者は特に手続き無し。	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	0-2	0-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

土木工事書類作成マニュアル（令和5年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘要
1-16	<p>(2) 施工体制台帳の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施工体制台帳本紙 ② 作業員名簿 ③ 発注者との契約書写し ④ 元請業者と一次下請業者との契約書の写し（下請金額、工期及び作業内容がわかるようにすること） ⑤ 主任技術者又は監理技術者がその技術者の資格を有することを証明する書類の写し ⑥ 主任技術者又は監理技術者が自社（元請）に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し ⑦ 監理技術者補佐（置く場合に限る）がその技術者の資格を有することを証明する書類の写し ⑧ 監理技術者補佐（置く場合に限る）が自社（元請）に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し ⑨ 専門技術者（置く場合に限る）が専門工事に係わる主任技術者資格を有することを証明する書類の写し ⑩ 専門技術者（置く場合に限る）が自社に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し ⑪ 再下請負通知書本紙 ⑫ 再下請負業者との契約書の写し 	<p>(2) 施工体制台帳の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施工体制台帳本紙 ② 作業員名簿 ③ 発注者との契約書写し ④ 元請業者と一次下請業者との契約書の写し（下請金額、工期及び作業内容がわかるようにすること） ⑤ 主任技術者又は監理技術者がその技術者の資格を有することを証明する書類の写し ⑥ 主任技術者又は監理技術者が自社（元請）に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し ⑦ 専門技術者（置く場合に限る）が専門工事に係わる主任技術者資格を有することを証明する書類の写し ⑧ 専門技術者（置く場合に限る）が自社に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し ⑨ 再下請負通知書本紙 ⑩ 再下請負業者との契約書の写し 	<p>監理技術者の職務を補佐する者の要件を追加（⑦、⑧）</p>

土木工事書類作成マニュアル（令和5年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘要
2-4	<p>2-2 再生資源</p> <p>2-2-1 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）</p> <p>（建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書Ⅱ1(2)～(4), Ⅱ3(1)）</p> <p>Ⅱ1(2) 請負代金の額が100万円以上（税込）の場合には、次項Ⅲ.に基づき建設副産物情報交換システムに工事情報を登録すること。</p> <p>Ⅱ1(3) 建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。</p> <p>Ⅱ1(4) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、公衆の見える場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。</p> <p>Ⅲ3(1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合した上で実施状況を記録し、建設副産物情報交換システムから出力する等をして、「再生資源利用促進実施書」及び「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を報告すること。</p> <p>建設副産物情報交換システム http://www.recycle/jacic.or.jp/</p> <p>※ 初めて利用する場合はホームページ内の「システム利用申請方法」を確認願います。</p> <p>~~~~ 中 略 ~~~~</p>	<p>2-2 再生資源</p> <p>2-2-1 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）</p> <p>再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）は、工事請負代金が100万円以上の工事が対象となる（共通仕様書1-1-1-19）。作成にあたり、一般財団法人日本建設情報総合センターの建設副産物情報センターのホームページからログインする建設副産物情報交換システム（以下、「COBRIS」という。）を利用した場合は、工事着手時及び完成時に建設副産物情報交換システム工事登録証明書（以下、「登録証明書」という。）を監督員に提出するものとし、再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）の提出は不要とする。</p> <p>監督員は、受注者から登録証明書が提出された場合、COBRISにより入力内容を確認する。</p> <p>http://www.recycle/jacic.or.jp/</p> <p>※ 初めて利用する場合はホームページ内の「システム利用申請方法」を確認願います。</p> <p>共通仕様書1-1-1-19 建設副産物より</p> <p>(1) 受注者は、当該工事が建設資材利用及び建設副産物発生・搬出の有無にかかわらず、工事請負代金の額が100万円以上の場合には、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を所定の様式に従い作成し、施工計画書等を含め監督員に提出しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した説明書についても施工計画書等を含め監督員に提出しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督員に提出しなければならない。なお、建設リサイクル法の対象建設工事においては、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは再資源化等報告書についても監督員に提出しなければならない。</p> <p>~~~~ 中 略 ~~~~</p>	<p>共通仕様書から特記仕様書に引用変更・文言修正</p> <p>共通仕様書改定により削除</p>

土木工事書類作成マニュアル（令和5年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘要
2-5	<p>2-2-4 建設リサイクル資材利用報告書</p> <p>(1) 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。</p> <p>その際には、請負工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、建設リサイクル資材利用（変更）計画書（参考様式）を参照して、建設リサイクル資材の利用日時、数量等について、あらかじめ再生骨材購入指定工場と連絡を取ること。</p> <p>また、購入先その他の建設リサイクル資材の利用に関する内容（再生資源利用計画書）を記載した施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、監督員に提出するなど、所定の手続きを取ること。（建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書Ⅱ 1（14）ア）</p> <p>(2) 工事が完了したときは、上記要領に基づき、当該工事に使用した再生砕石等の使用数量を建設リサイクル資材利用報告書に再生骨材購入指定工場の納入証明を受け、監督員に提出すること。（建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書Ⅱ 1（14）ア）</p> <p>~~~~ 中 略 ~~~~</p>	<p>2-2-4 建設リサイクル資材利用報告書</p> <p>(1) 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割り石等の材料は、原則として、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に基づく県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石等を調達すること。</p> <p>その際には、請負工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、<u>建設リサイクル資材利用（変更）計画書（参考様式）を参照して、建設リサイクル資材の利用日時、数量等について、あらかじめ再生骨材購入指定工場と連絡を取ること。</u></p> <p><u>また、購入先その他の建設リサイクル資材の利用に関する内容（再生資源利用計画書）を記載した施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、監督員に提出するなど、所定の手続きを取ること。</u>（建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書Ⅱ 1（11）ア）</p> <p>(2) 工事が完了したときは、上記要領に基づき、当該工事に使用した再生砕石等の使用数量を建設リサイクル資材利用報告書に再生骨材購入指定工場の納入証明を受け、監督員に提出すること。（建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書Ⅱ 1（11）ア）</p> <p>~~~~ 中 略 ~~~~</p>	<p>特記仕様書の引用条 項修正</p> <p>特記仕様書の引用条 項修正</p>

土木工事書類作成マニュアル（令和5年4月改正） 新旧対照表

頁	新	旧	摘要
2-6	<p>2-2-5 建設発生木材等搬入完了報告書</p> <p>(1) 建設発生木材等は、原則として県土整備局の指定事業者の指定施設へ搬入すること。 その際には、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、建設発生木材等搬入（変更）計画書（参考様式）を参照して、建設発生木材等の搬入日時、数量等について、あらかじめ建設発生木材等の指定施設に連絡を取ること。 また、搬入先その他の建設発生木材等の再資源化に関する内容（再生資源利用促進計画書）を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ること。（建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書Ⅱ2（7））</p> <p>(2) 建設発生木材等については、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生した建設発生木材等の指定施設への搬入を完了したときは、速やかに建設発生木材等搬入完了報告書に指定施設の証明を受けて監督員に報告すること。（建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書Ⅱ3（6））</p> <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p>	<p>2-2-5 建設発生木材等搬入完了報告書</p> <p>(2) 建設発生木材等は、原則として県土整備局の指定事業者の指定施設へ搬入すること。 その際には、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、建設発生木材等搬入（変更）計画書（参考様式）を参照して、建設発生木材等の搬入日時、数量等について、あらかじめ建設発生木材等の指定施設に連絡を取ること。 また、搬入先その他の建設発生木材等の再資源化に関する内容（再生資源利用促進計画書）を記載した施工計画書を監督員に提出するなど、所定の手続きを取ること。（建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書Ⅱ2（7））</p> <p>(2) 建設発生木材等については、「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」に基づき、当該工事で発生した建設発生木材等の指定施設への搬入を完了したときは、速やかに建設発生木材等搬入完了報告書に指定施設の証明を受けて監督員に報告すること。（建設廃棄物の取扱い及び建設副産物実態調査に係る特記仕様書Ⅱ3（5））</p> <p style="text-align: center;">~~~~ 中 略 ~~~~</p>	<p>特記仕様書の引用条 項修正</p>